

## 逗子市市税条例の一部改正案（都市計画税の税率及び市税の猶予制度の見直し）に対する 市民意見募集（パブリックコメント）について

逗子市市税条例の一部改正にあたり、逗子市市民参加条例（平成17年条例第27号）に基づき、市民意見を募集します。

### 1 募集する意見

- ① 都市計画税の税率の見直しについて
- ② 市税の猶予制度の見直しについて

### 2 募集期間

平成27年9月15日（火）～10月15日（木）

### 3 閲覧場所

課税課・納税課・情報公開課・市民交流センター・文化プラザホール・体育館（逗子アリーナ）・高齢者センター・体験学習施設・沼間小学校区コミュニティセンター・小坪小学校区コミュニティセンター・図書館・逗子市ホームページ

### 4 意見の提出方法

任意書式に「逗子市市税条例の一部改正案に対する意見」及び「都市計画税の税率の見直しに関すること」又は「市税の猶予制度の見直しに関すること」の別を明記し、住所、氏名、意見を記載のうえ、次のいずれかの方法により送付または持参してください。

(1) 郵送 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 逗子市役所

- ① 都市計画税の税率の見直しに関することについて…総務部課税課
- ② 市税の猶予制度の見直しに関することについて…総務部納税課

(2) ファックス 046-873-4520

(3) Eメール

- ① 都市計画税の税率の見直しに関することについて  
総務部課税課 宛 kazei@city.zushi.kanagawa.jp
- ② 市税の猶予制度の見直しに関することについて  
総務部納税課 宛 nouzei@city.zushi.kanagawa.jp

(4) 市ホームページの課税課又は納税課の応募フォームによる送信

(5) 持参

- ① 都市計画税の税率の見直しに関することについて…総務部課税課
- ② 市税の猶予制度の見直しに関することについて…総務部納税課

※開庁時間外、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

（ご注意）口頭・電話での受付は行いません。また、提出された意見の原稿等の返却、個別回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。

### 5 結果の公表

皆様からいただいたご意見は集計し、本市の考え方とともに後日ホームページ等で公表いたします。なお、公表の際には、ご意見の内容以外（ご住所・お名前・団体名など）は公表いたしません。

### 6 問い合わせ先

- ① 都市計画税の税率の見直しに関すること…総務部課税課資産税係（内線369・370）
- ② 市税の猶予制度の見直しに関すること…総務部納税課（内線376・377）
- ③ 市の財政全般に関すること…経営企画部財政課（内線326・327）